

Title	普遍的語用論と究極的基礎づけ : クールマンとともにハーバーマスに反対して
Author(s)	舟場, 保之
Citation	カンティアーナ. 25 P.83-P.104
Issue Date	1994-12-25
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/66726
DOI	10.18910/66726
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

普遍的語用論と究極的基礎づけ

——クールマンとともにハーバーマスに反対して^①——

舟 場 保 之

0 序

ハーバーマスの普遍的語用論も、K・O・アールペルやクールマンらの超越論的遂行論も、ともに「討議倫理学」という枠のなかで論じられるときには、さほどその差異が強調されることはないように思われる。しかしハーバーマスは、いくつかの著作において、^②「超越論的」という概念の使用に注意を払い、「超越論哲学」の立場からはつきりと距離をおいている。またハーバーマスによって「超越論哲学」と称される超越論的遂行論の立場からも、かれに対する批判は行われているのであって、少し詳しく見てみると、二つの立場にはかなりの隔たりがあるように思われる。

端的に言って、両者が決定的に異なるのは、自己の到達した地点を究極的に基礎づけるか否か、したがって自己自身の立場を究極的に基礎づけるか否か、という点であるが、小論においてはその点を論じつつ、明確にクールマンに則って超越論的遂行論の側から普遍的語用論の孕む問題を明らかにしたい。そのために、まず普遍的語用論とは何であるかを論じ(1)、それが了解関係を批判する基盤となりうるかどうかを検討し、問題点をその可謬主義的な方法論に求める(2)。しかし、徹底した(konsequent)可謬主義が不可能であることはクールマンの明らか

にしていることであり、そこでは同時に反省的な究極的基礎づけ論証が可能であることも明白にされているのである(3)。こうしてハーバーマスに対する批判を正当化するとともに、クルマンの論証がもたらす意味について論じたい(4)。

1 普遍的語用論とは何か

ハーバーマスによれば、普遍的語用論は「可能なな了解のための普遍的制約を同定し、追構成するという課題」(VE, 353)をもち、了解はもちろんコミュニケーションにおいて達成されるものであるから、それは「コミュニケーションの行為の一般的諸前提」(Edd.)の探究と換言することもできる。この探究は、言語／行為能力をもった話し手の前理論的な知を対象とすることから、「前理論的な知を体系的に追構成するような学に特有の、再構成的手続き」(VE, 363)を通して行われる。「再構成的言語論」(VE, 371)であり、コミュニケーションの行為の理論は再構成的科學としての特徴をもつことになる。

ところで、ハーバーマスがコミュニケーションの行為の理論を展開するのは、現代哲学においては依然、「認識や言語的了解および行為の合理性の、形式的制約に関心が払われる」という潮流(Vgl. TKH, Bd. 1, 16)のなかに、ハーバーマス自身含まれているからである。かれが目指しているのは、ヴェーバーの言う目的合理性には回収されないようなコミュニケーションの合理性を明白なものとし、この合理性論によって批判理論を批判的に継承することである。シュネーデルバッハによれば、「普遍的語用論のプログラムは、……合理性と規範性との廃棄できない結合を、コミュニケーションの行為と必然的に結びついている妥当要求の理論により新たに確固たるものとす

る仕事として解釈できる」^④。すると、新たな批判理論としての合理性論は、当然再構成的科学として主題化されることになるのであり、アーベルやクールマンはまさしく、再構成的科学としてのコミュニケーション的行為の理論が、批判の基盤となることを疑問視するのだが、まずは普遍的語用論の内実を概括してみることにする。

普遍的語用論は、既述のように、言語／行為能力をもった話し手の、コミュニケーションに関する「前理論的規則知」の「再構成的言語論」である。「われわれは、ことばを用いるとき、どうすればよいか暗黙裡にすでに知っている」^⑤おり、それは、こうした理論化する以前の「方法知 (know how)」を「内容知 (know that)」にもたらず作業である。ただし、何らかの状況において文を発言する主体の、能力の根底にある規則体系を再構成するのではなく、いという点で、一般的な語用論と、またある表現が一定の類型的、あるいは偶然的な使用状況によってではなく、言語状況一般の形式的な特性によって規定されているかぎり、そうした表現の意味を考察するという点で、意味の使用理論と、立場を異にする。具体的に言えば、主にオースティン、サールを批判的に撰取することにより、「発話行為の一般理論」^⑥が目指され、『普遍的語用論とは何か』以前も以後もいくらかの修正が施されてきたものの、コミュニケーションの妥当基盤はほぼ次のようなものとして論じることができよう (vgl. VB, 136-141, VE, 353-357, ND, 75-81, 123-128)。

コミュニケーションにおいて話し手は、理想的な発話状況を先取りして普遍的な妥当要求を掲げ、対話の役割を引き受け発話するチャンスを対称的にわけもつ話し手、聞き手の双方が、この要求をめぐり、よりよき論証による強制なき強制によって了解を目指す。妥当要求は、言語のもつ等根源的な三つの機能に対応して、主観的誠実性、命題的眞理性、規範的正当性という三つの要求に分類可能である。いかなる発話行為においても、主観的、非主観的の差はあれ、三つの妥当要求は同時に掲げられ、つねにそれぞれの三つの局面において、当の発言は批判される

可能性をもっている。聞き手の側からの疑問や批判に対して、話し手は自己の発言が妥当的である理由を挙げ、妥当要求を認証しなければならぬ。理由をめぐるこうした討議によって、聞き手は了解へと合理的に動機づけられることとなる。討議に至るまでもない場合にももちろん、論じられていたであろう理由を、聞き手は潜在的にはすでに認めているのであり、このときもやはり了解へと合理的に動機づけられることに変わりはない。したがって、コミュニケーションにおいて話し手と聞き手とは、発話のチャンスの対称性（＝人格の相互承認）という理想的な発話状況の先取りのもと、普遍的な三つの妥当要求をめぐる、場合によっては認証を経由することにより、相互に合理的に了解し合うのである。

2 普遍的語用論は批判の基盤となりうるか

それでは再構成的に獲得された以上のような普遍的語用論＝コミュニケーション的行為の理論としての合理性論は、「批判の基礎づけ機能」^①という役割を引き受けることができるのだろうか。まず、次のようなハーバーマスの主張を見てみよう。

「了解に定位した言語使用は、言語使用の本源的な様態として、社会学者がその対象領域へと解釈学的に接近するのに不可欠であり、……ある言表は、その妥当性のために導かれる理由を知ることなしには理解できず、……そうした理由は、確かなものであるかどうかを判定することなしには理解できないので、……コミュニケーション的行為ははじめから合理的解釈を要求する。」(Ent, 347)

注目すべきなのは、理由の理解とその説得力の判定とが不可分のこととして捉えられ、両者合わせて合理的解釈と呼ばれている点である。シュネーデルバッハは「合理的に解釈すること」と「合理的であると解釈すること」とを区別して考え、ある言表を基礎づける理由は、なぜそれが理由として説得力をもつか理解しなくても、理解可能であるとみなしたが、それに対してハーバーマースは、理由を理解するには、それが説得力をもつかどうかの判定を、つまりそれがなぜ説得力をもつかということの理解を、必要なことと考えている。社会学者がある言表を解釈しようとするとき、それを了解に定位したものとみなすのであれば、先述のごとく妥当要求とその認証との受容が必要なのである。「解釈者がある言表を理解するために、話し手が場合によってはその言表の妥当性を擁護するために挙げる理由を思い浮かべねばならないとき、解釈者自身、妥当要求判定のプロセスに引き込まれる」(TKH, Bd. 1, 169)。

それでは解釈者は、話し手の妥当要求が了解可能か否かをどのようにして判定するのだろうか。それどころかそもそも、ハーバーマースの考える社会学者はどうしてある言表を話し手の妥当要求とみなし、その認証ともども了解可能かどうかという観点から、解釈を行うのであろうか。

それは、「解釈者が「ある言表に対する」立場を決めることができるのは、判定のための自分自身の基準 (Standard) を設定する場合であり、この基準はいずれにせよ「すでに」わがものとしてしているもの」(TKH, Bd. 1, 170)だからである。ハーバーマースによる批判理論という見地から言えば、解釈者とはハーバーマースその人のことであり、かれがすでにわがものとしてしている基準とはもちろん、言語／行為能力をもつ話し手の方法を再構成することにより前もって獲得された、普遍的語用論の成果に他ならない。実際ハーバーマースは、「解釈に際し」前提される基準

が理性的であること」の証明を問題にすれば、「言語／行為能力をもった主体の方法知の合理的再構成」である「形式的語用論的分析へと目をやる」ことになる」と論じ(MKH, 40)さらに「合理的な再構成の成果が言表の妥当性の制約を明らかにするかぎり、それらは制約からはずれたケースを説明できるし……批判的機能をも獲得できる」(MKH, 41)と云う。こうしてハーバーマスは、言表に相對して、その言表は普遍的な妥当要求を掲げているとみなせるのかどうか、および要求を基礎づける理由は何であり、それは實際理由となりうるのかどうかを、当該の言表が理想的発話状況の先取りという制約を満たした、了解に定位したコミュニケーション的行為によるものであるか否かという視点(Ⅱ了解関係の視点)から、批判的—合理的に解釈するのである。

ところが、批判の基準となるこの普遍的語用論は再構成的な理論である。ハーバーマスが自己の理論の究極的基礎づけをまったく拒絶し、あくまで再構成的科学にとどまろうとするのは、次のような認識をもつからである。

「近代的な経験科学の理論は、……規範的にかつ普遍主義的な要求を立てるが、そうした要求は、存在論的な仕方であろうと超越論哲学的な仕方であろうと、もはや原理主義的(Fundamentalistisch)想定によつては満たされない。こうした要求は、反証例による明証においてはじめてテストすることができる……。」(TKH, Bd. 1, 17)

つまり、ハーバーマスは自己の理論を「近代的な経験科学」の一つの理論とすべく、再構成的科学の立場にとどまるのであって、このようなやり方の中心には、合理性を再構成するという課題は再構成的科学を用いることによつてのみ解決可能である、という思考と、すべての合理的な再構成はたんに仮説的なステータスをもつにすぎずお

しなべて可謬的である、という思考とが働いている。^⑨

するとハーバーマスは、たんなる仮説的で可謬的、したがって正しくないかもしれない基準に基づいて、言表なり了解関係なりを批判的に解釈するのだろうか。もちろんそれでは、普遍的語用論は、批判の基盤として強固なものとは言い難いであろう。そこで、かれは「弱い超越論的論証」(ED, 194)という方法をもち出す。カントが超越論的演繹ということで、——成功しているか失敗しているかは別として——可能的な経験の対象一般に関する概念の客観的妥当性を証明しようと試みたのに対して、ハーバーマスは、「カント哲学の強いアプリアオリ主義は弱いヴァージョンに抗しきれない」(VE, 380)と言う。言語／行為能力をもった話し手の方法知の再構成は仮説的なものであって、つねに新たな経験によってテストされうるものでなければならぬからだが、逆に言うと、その再構成は、何らかの反証例に基づいて論駁されなにかぎりは妥当することになる。そして、「實際合理的討議」(II)妥当要求をめぐるコミュニケーションの機能的な等価物はないので、われわれには選択の余地はない、つまりわれわれはまさしく他にとるべき選択肢を、たず、不可避的に、…：コミュニケーション形式の語用論的前提と関係をもたねばならぬ」(ED, 194)といった具合に、「事実的な反論不可能性の証明」(Ebd.)という「弱い超越論的論証」によって、かれは自己の立場を正当化するのである。^⑩

この正当化は、「コールバーグとかれの同僚が展開した道徳意識の発達の理論」を討議倫理学に対する「説得力をもった確証」、つまり「それ」(II)「討議倫理学」に符合するような別の理論による間接的な確証」として「解釈できる」(MKH, 127f.)という議論^⑪にストレートにつながる。というのも、コールバーグの理論は、加藤氏によれば、「『人格の相互承認』の問題を発達心理学的・生成論的に論じて基礎づけようとする試み^⑫」とみなすことができ、結側面をもつ。そして、討議倫理学の、こうした理論との符合やそれによる確証が考えられているのであれば、結

局のところハーバースマスにおいては、理想的発話状況の先取りということでは言われていた人格の相互承認に関して、「発達心理学的な生成論ないしは形成論が採用されている」⁽¹³⁾のであり、理想的発話状況がいわば事実化されていることになるからである。

しかしカント的なアプリアリズムを排し、可謬主義的であり続けようとしつつ、それでもなお批判の基盤を確保しようとするための切り札となる「事実に反論不可能性の証明」が、たとえ発達心理学的に補充されたとしても、——ことによるとそれだけになお一層——問題的なものであることは、次の引用にはっきり現われている。

「われわれの社会文化的な生活形式に内的に組み込まれた実践の……先行仮定が、事実に反論不可能であることとのこうした証明は、たしかにこの生活形式の恒常性という条件下にある。われわれはこの生活形式が変化するという「可能性がある」ことをアプリアリには除外できない。しかしわれわれは、われわれの生活形式が根本的に変わってしまうことを……到底思い浮かべることができないので、選択肢は空虚なままにとどまる。」(BD, 194)

つまり事実に反論不可能性は、「われわれの生活形式」が恒常的であるがゆえに証明されるのであって、アールがハーバースマスのやり方を評するように、「哲学的合理的基礎づけは、「われわれの」生活世界において事実に機能しているコミュニケーション的行為の人倫性へと立ち戻ること」⁽¹⁴⁾によって行われているのである。問題は次の二点にある。⁽¹⁵⁾

①本来、「弱い超越論的論証」によって証明されようとしていたのは、批判の基盤を求めらるべくなされた言語／

行為能力をもった話し手の方法知の再構成が、実際に批判の基盤として妥当するかどうかということであったが、それがここでは、「事実に反論不可能性の証明」によって、すなわちわれわれの生活世界における事実に妥当によって、答えられていることになる。つまり、「妥当は事実であるから事実である」という論点先取の証明となっているのである。

②①のように証明は失敗しているとしても、かの再構成がわれわれの生活世界においては事実として妥当しているとしてみよう。それではなぜ、歴史的偶然的であるはずのある生活世界における事実が批判の基盤となりうるであろうか。ある生活世界においては、他にとるべき選択肢がないからといって、そのことは、当の道具立てを批判の基盤とすることの正当化にはなりえないだろう。しかし、合理性に関する何らかの歴史哲学的目的論をたてることはもちろん、可謬主義的な再構成的科学とは両立しないので、ハーバーマスの理論をかれ自身に適用し、解釈の仕方に関するその主張を認証する理由を求めらば、たんにわれわれの生活世界における事実だから、ということそれだけしか残らない。

われわれの生活世界における事実を、「社会文化的な生活形式の批判的判定に際し、たんに「その生活形式とは」異なる生活世界的背景資源」として妥当させるだけでなく、「正当な批判を可能にする規範的基準」^⑬としても妥当させるには、したがって特別な基礎づけが必要である。というのも、論証の正当性が「われわれの生活世界における事実」に基礎づけられるのであれば、ハーバーマスの言う「われわれ」とは別の、「われわれ」が別の生活世界における事実を論拠にして別の語用論を論じ別の了解関係を主張しても、別に構わないはずだからである。^⑭にもかかわらず、別の語用論や別の了解関係を、それがただたんにハーバーマスを含む「われわれ」の生活世界における事実とは異なるから、という理由によって批判するのだとすると、その批判はまったく恣意的なものとなってしま

のではなからうか。

3 可謬主義と究極的基礎づけ

すべてはハーバーマスが、再構成的科学に固執し、可謬主義を堅持しようとすることに発する。可謬的である再構成を批判の基盤とするために、「弱い超越論的論証」という方法を持ち出さねばならず、その論証のためにわれわれの生活世界における事実へと立ち戻る必要が生じ、しかしそれは結局、論点先取の虚偽をおかすことに至るか、あるいはそれゆえ恣意的な批判に開き直るより他にない。だが、可謬主義を徹底することは可能だろうか。ラディカルな可謬主義に対するクルマンの批判を、次に検討してみる。

よく知られているように、H・アルバートは、いかなる哲学的な究極的基礎づけの試みも陥らざるをえないような喜ばしくない状況を、「ミュンヒハウゼントリレンマ」と名づけ、すべての事柄に対して基礎づけを求める試みは、「無限遡行」か「演繹における循環論法」か「特定の一時点での作業中断」のいずれかの選択を迫られることになり、いずれにせよ結局、究極的基礎づけは不可能である、という結論に至る。¹⁸クルマンは、①基礎づけが、そのつど基礎づけられるべき事柄とは何か別の事柄への遡行(A↓B↓C↓……)として理解されるならば、当然究極的な(ultima)基礎づけはありえないが、しかしそうした基礎づけ概念の理解は自明ではないこと、②すべての事柄に対して基礎づけを求めるという前提のうえで、究極的基礎づけが可能であるかどうかを問い、ミュンヒハウゼントリレンマを用いてこれに否定的に答えるというやり方は、論点先取であること、そして前提の内実、つまりすべての事柄に対して基礎づけを問うということとは自明ではないこと、を理由にして、まずミュンヒハウゼン

トリレンマ^⑩の論駁を行う (Vgl. RLB, 64)。次にかれば、このトリレンマを根拠 (!) にして批判的合理主義が主張するような、ラディカルな可謬主義は維持できるものであるかどうかを問題にする。クールマンによれば、「諸科学においては何ごとも…… 確実には基礎づけることができないので、いかなる科学の言明に關してもそれが真であることを厳密には知りえないし確信できない」、というテーゼと、それゆえ「すべての科学的理論は、…… 可能ながぎりテストされるべき」であり「反証例を求めることが重要である」、という方法的規則とにまとめられる可謬主義は、元來經驗科学を妥当領域としていた。その妥当領域をアルバートは、徹底した可謬主義^{II}ラディカルな可謬主義の立場から、たんに經驗科学のみならずあらゆる分野にまで拡大し、人間のあらゆる問題解決の試みは、可謬的であると考える。もちろん、この徹底した可謬主義原理はすべての哲学的営みに対しても妥当するから、哲学的な究極的基礎づけの試みははじめから見込みがないことになる。ところが、徹底した可謬主義原理そのものもひとつの哲学的な言明であるから、それ自身に適用可能なはずで、クールマンは原理の自己適用がもたらす問題点を論じ、徹底した可謬主義を斥ける (Vgl. RLB, 66ff.)。

①可謬主義の核心が、批判可能な言明を呈示し厳しくテストするという要求に存するならば、可能的な反証や理論に対する「免疫」は大罪に違いないが、徹底した可謬主義者はこの罪を犯すことになる。それは次のように示される。

徹底した可謬主義のテーゼを、まさしく可謬主義的に、反証すべく、(a)「いかなる確信も不確実である、というわけではない」ということが証明できたとして、これを徹底した可謬主義者につきつける。するとかれは、自己のテーゼが「何ごとも実際には確実ではない、ということが実際に真である」というものではなく、(b)「何ごとも実際には確実ではない、ということが実際には確実ではない」というものなので、(a)は反証にはなっていない、と答

える。ところが、(b)を反証すべく、(c)「何ごとも実際には確実ではない、ということが実際に確実である」ことが証明できたとしても、件の徹底した可謬主義者は、(d)「あらゆる確信が不確実であることが実際に不確実である、ということが真であるわけではない」、と答える。以下、次元が一つずつずれていくだけで同じことが繰り返され、徹底した可謬主義は決して反証されないことになる。

②①で見たように、徹底した可謬主義のテーゼは繰り返し自己自身に適用される。したがって、「……」ということは不確実である、ということとは不確実である、ということとは不確実である、……」という構造をもつことになり、何らかの確信が即座に否定され、その否定(＝確信)も否定され、そのまた否定も否定され……が続くわけだから、このテーゼは何らの内容ももちえない。もちろん、これにふさわしい言語行為は存在しない(文字にするときには「……」を用いざるをえない)²⁰。要するに、徹底した可謬主義のテーゼは主張として妥当しない。

こうして徹底した可謬主義は、徹底的に論駁される。問題は、可謬主義が徹底されて自己自身、つまり哲学の言明に対してまでも適用されてしまう点にあった。したがってこの適用が否定される以上、哲学的な究極的基礎づけの可能性は不確実なものではないと、確実に言えることになるだろう。²¹

さて、反省的な究極的基礎づけ論証の基本思考は、ミュンヒハウゼントリレンマにおいて問題となった基礎づけ概念の変更に基づく。基礎づけられるべき事柄の、基礎づける事柄からの導出(Ableitung)という基礎づけの理解では、基礎づけの無限遡行が不可避的である。それに対して、「反省的な究極的基礎づけとは、むしろ背後遡行不可能的に、われわれによっていつでもすでに承認されている事柄の露呈によって行われる」²²(RLB, 75)。「究極的基礎づけ」と言えるのは、求められる事柄が、「実際に自己矛盾することなしには反論できず、自己矛盾することなしにはその承認に反対できず、ついには論点先取に陥ることなしには導出によって基礎づけることができない

こと」(RLB, 23)だからであり、「反省的」であるのは、それが「露呈」されるからである。ここで端緒となるのは、「懐疑そのものの可能性の制約への反省」である。懐疑することがそもそも成功するのは、それが有意味なときであり、有意味か否かはそれがそのつど有意味に主張することの制約を満たしているか否かによる。そして何かを主張するとき、「わたしは何か(遂行文)」によって何か(命題)について(たとえば真理性の)妥当要求を掲げる。しかも直接的には実在的なコミュニケーション共同体に対して、……しかしまた理想的な無制限のコミュニケーション共同体に対して掲げる」(Bbd.)のであり、さらに具体的には、たとえば「一連の存在言明の真理性」とか「これらの存在するものの諸関係に関する記述的言明の真理性」、「使用される言語の諸規則」などを、前提するのである(RLB, 73)。端的に言えば、背後遡行不可能なのは、「有意味に論証する者の状況(Situation des sinnvoll Argumentierenden)」(RLB, 82)であって、その内実は、ハーバーマースの普遍的語用論による成果と大差のないものである。

ところでクールマンは、「懐疑すること」の理論的想定に基づく以上のようなやり方には満足しない。懐疑とはつまるところ主張であるから、背後遡行不可能な「有意味に論証する者の状況」が「露呈」されるのだとすれば、その想定が偽である場合には、——もちろん、理論的想定である以上偽である可能性は否定できないわけだが——結論も疑わしいものとなるだろう。したがってかれは、こうした理論的想定を前提せずに、「有意味に論証する者の状況」がわれわれにとって背後遡行不可能であることの証明に取り組む。

「有意味に論証する者の状況は、われわれにとって背後遡行不可能である」という言明は、かれによれば、①われわれは有意味な論証の規則と先行仮定に対して有意味には、つまり矛盾に陥ることなしには反論できない、②われわれはこれらの規則と先行仮定とを有意味には、つまり論点先取に陥ることなしには基礎づけることができない、

③われわれは有意味には、つまり少なくとも潜在的にはそれらを承認することなしにその承認に反対することができない、という三つの言明の連言と等しい。それぞれの言明が妥当するか否かの証明は原則的に同一であるから、^④「(p)『論証の諸規則は、わたしには妥当しない』という主張は必然的に偽である」という、①と等価の言明が妥当することの証明をもって、「有意味に論証する者の状況」が背後遡行不可能であることの証明とするような戦略がとられる。

すでに論じたように、(p)を論駁するときには注意しなければならないのは、「話し手」とか「われわれの行為」とか「承認」とかに関する理論的想定に基づいて(p)を問題とするやり方では、想定(＝理論)自身の正しさに問題解決は依存することになり、もちろん当該の理論は基礎づけの遡行に陥る、ということである。それに対してクールのマンの採用する反省的論証の眼目は、(p)そのものを以外を用いず(p)を越え出してしまうこと、(p)の命題的部分を(p)自身と対決させることにある。今、(p)の真理性を問題として受けとめようとすれば、その賛否に先立って、すでに(p)を理解し論証として承認しているでなければならぬ。もし(p)が論証でないとすれば、それは論証規則の妥当性に反論するための言明とはならないからである。(p)を発言し論証規則の妥当性に異を唱える者は、その行為をなしつつそれと同時にこれを異論として理解しているのである。^⑤つまり、「論証の諸規則は、わたしには妥当しない」という命題内容は、メタコミュニケーションの次元にある行為(遂行文)によって裏切られ、打ち消されているのだ。(p)の発言者はずでに、論証の諸規則にしたがっているのである。このことは、(p)を裏づける理由としてたとえば、(p)が発言される時、一層明瞭になるに違いない。したがって、(p)の真理性の問題、つまり論証(p)が維持できるかどうかという問題をそもそももつためには、すでにその解決を理解し受け入れているのであって、問題をもつとともにすでに、解決をも手にしているということになるだろう。

このようにして、(p)は必然的に偽であってその否定は必然的に真であり、「有意味に論証する者の状況」はわれわれにとって背後遡行不可能であることが、証明されたのである⁽⁸⁾ (Vgl. RLB, 2.3, 2.4, 2.5)。

4 反省的な究極的基礎づけのもつ意味

以上から、ハーバーマスが可謬主義にこだわりあくまで再構成的科学の成果とみなしたことにはほび匹敵する事柄、つまり「わたしは何か(遂行文)によって何か(命題)について(たとえば真理性の)妥当要求を掲げる、しかも直接的には実在的なコミュニケーション共同体に対して、……しかしまた理想的な無制限のコミュニケーション共同体に対して掲げる」ということが、反省的に究極的に基礎づけられた。ハーバーマスが、可謬的ではあるが事実的に他の選択肢がないという「弱い超越論的論証」により、再構成の成果を批判の基盤となすとき、最終的には歴史的偶然的な西洋近代の生活世界に立ち戻らねばならず、すると好ましくない批判(論点先取と開き直り)を招くのはすでに見たところである。クールマンの反省的な究極的基礎づけ論証は、これらの批判を免れているだろうか。背後遡行不可能な論証規則を基礎づける場合には、先取が不可避であり、これに反論する場合には、自己矛盾が不可避であることは、超越論的遂行論そのものの主張するところである。しかしこれは、ある生活世界において行われている事柄の再構成を、その生活世界の中で事実的に行われているという理由によって正当化する、というような先取ではなく、論証状況の「露呈」のことなのである。

また、開き直りとは、ハーバーマスが可謬的であるかもしれないと考えている事柄を、「われわれの生活世界」においては他の選択肢がないという理由から、「われわれ」とは別の生活世界における言表や了解関係を批判する

基盤とみなしている点である。それに対して、クールマンの立場からすれば、反省的な究極的基礎づけが行われた事柄は、了解ないしクールマンに反対するものも含めたような主張も、そもそも行われるとすれば、いつでもすでに承認されているのでなければならぬ事柄であり、だからこそ、それは言表や了解関係を批判する基盤となるのであって、決してある生活世界における事実だから、ではない。超越論的遂行論と普遍的語用論との相違は、この点において決定的である。

さらに言えば、そもそも何かを主張したりアルバート風に「批判的吟味」²⁷を行うということそれ自身が、不可避なことであり、ある生活世界に依存した事柄ではないはずである。なぜなら、論証する者の状況が背後逆行不可能であるということを口にしてしまった者がいる以上、それを否定しようとしてもそのことを裏づけるだけだからである。つまり、この状況の背後逆行不可能性がいったん主張されたからには、ある意味ではいつでもすでに論証状況ができあがってしまっている、ということになるだろう。われわれは、好むと好まざるとにかかわらず、論証状況に巻き込まれてしまうわけである。反省的な究極的基礎づけ論証のもつこの重要な視点からすると、非合理的に振る舞う者が存在するからという理由²⁸によって、「議論から自由に逃げ出すことができる」とするような主張は、まったく説得力を欠いてしまう。非合理的に振る舞うことは、ことによると可能かもしれない。しかしそのことを理由にして、「有意味に論証する者の状況」を避けることができると主張するとき、その実すでに、「有意味に論証する者の状況」に足を踏み入れているからである。同じように、ポパー主義的に、論証状況への参加が決断に基づくという主張もやはり、決断そのものがこれを前提しているように、²⁹すでにこの状況を前提している。結局、論証状況に巻き込まれないようにするとすれば、われわれはひたすら踊り続けたり、呪文を唱え続けたりするしかないのであり、こういう振る舞いをとりつつ、「こうしてわれわれは論証には巻き込まれていないのだ」と主張したり、

こういう振る舞いが(少なくとも思考)可能であることを論拠に、「だからわれわれは論証に巻き込まれないことができるのだ」と主張することが、論証状況の背後進行不可能性に対する反論とはなりえないことは、明白である。反省的な究極の基礎づけ論証が決定的なものである以上、もしひたすら踊り続けたりするのではないとすると、やはり論証状況に巻き込まれる他ない。そうであれば、決して理想的ではない実在的なコミュニケーションにおいては、理想的コミュニケーション共同体という統整的理念を頼りに、ただ批判的に語り続けることこそが必要であるだろう。

注

略号

- ED : Habermas, J., *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp, 1991.
 Ent : Habermas, J., "Entgegnung", in : Honneth, A., Joas, H., (Hg.), *Kommunikatives Handeln*, Suhrkamp, 1986.
 MKH : Habermas, J., *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp, 1983.
 NID : Habermas, J., *Nachmetaphysisches Denken*, Suhrkamp, 1988.
 RLB : Kuhlmann, W., *Reflexive Letztbegründung*, Alber, 1985.
 TKH : Habermas, J., *Theorie des kommunikativen Handelns*, 2Bde, Suhrkamp, 1981.
 VB : Habermas, J., "Vorbereitende Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetenz", in : Habermas, J., Luhmann, N., *Theorie der Gesellschaft oder Sozialethnologie*, Suhrkamp, 1971.
 VE : Habermas, J., *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp, 1984.

*引用文中の傍点はすべて論者による強調であり、原著者がイタリック体で記した箇所を明示することはしなかった。また、「」内も、論者の補足である。

- (1) アーベルは、ハーバーマスに超越論的遂行論的側面と普遍的語用論的側面とを見出し、前者によって後者を批判するといふ試みを、「ハーバーマスとともにハーバーマスに反対して考える、超越論的遂行論的に方向づけられた試み」というサブタイトルをもつ論文において展開している。たしかにハーバーマスは、これらの両側面をもっていると思われる。しかしこの小論においては、クルルマンとハーバーマスとの差異を際立たせ、問題を明確にするために、かれを一面的に捉えることにする。
- (2) Vgl. VE, S.379ff., Ent, S.346, MKH, S.86ff., ED, S.194.
- (3) アーベルとクルルマンとの差異について、すでに論じられているが、ここでは両者とも超越論的遂行論者として一括りたしておく。Vgl. Baumgartner, H. M., „Die argumentationstheoretische Uneholbarkeit der praktischen Vernunft“, in : Irtgang, B., Lutz-Bachmann, M., (Hg.), *Begründung von Ethik*, Königshausen & Neumann, 1990, S.139f.
- (4) Schädlebach, H., „Transformation der Kritischen Theorie“, in : Honneth, A., Joas, H., (Hg.), *Kommunikatives Handeln*, Suhrkamp, 1986, S.21.
- (5) 西阪仰「普遍語用論の周縁」、藤原保信、三島憲一、木前利秋編著『ハーバーマスと現代』、新評論、一九八七年、一六一頁。
- (6) 西阪、前掲論文、一六二頁。

- (7) 水谷雅彦「批判と反省」、『岩波講座 現代思想 8 批判理論』、岩波書店、一九九四年、二七五頁。
- (8) Vgl. Schnädelbach, *a. a. O.*, S.24.
- (9) Vgl. Kuhlmann, W., „Philosophie und rekonstruktive Wissenschaft“, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Bd.40, 1986, S.226.
- (10) 水谷氏は、『民族』や『宗教』に関する古い原理主義が新しい衣をまとうて登場しつつある現在、究極的基礎づけを回避するハーバーマスのこうした立場を「名譽ある撤退」として評価する。しかし、バINSTAインとともに、弱い超越論的論証の含みである「いかなる種類の『経験的反証』の可能性が考えられているのか」という点と、もしハーバーマスの理論が『反証』されたならば、どういうことがおきるのか」という点とに問題を見出している。これらの問題に対して明確な返答がなされないとき、弱い超越論的論証を評価することは論理的であろうか。水谷、前掲論文、二七九頁。
- (11) こうした議論の背後に「可謬主義的意識」があることを、ハーバーマス自身認めている。慎重なかが、自己の立場に関して「可謬主義的」という語を用いている箇所は、残念ながらもここにしか見つけることができない。Vgl. TKH, Bd. 2, S.588.
- (12) 加藤泰史「ハーバーマスとカント」、牧野英二、中島義道、大橋容一郎編著『カント 現代思想としての批判哲学』、情況出版、一九九四年、一三九頁。
- (13) 加藤、前掲論文、一三九頁。
- (14) Apel, K.-O., „Normative Begründung der >Kritischen Theorie< durch Rekurs auf lebensweltliche Sitlichkeit?“, in: Honneth, A., McCarthy, T., Offe, C. u. Welmer, A., (Hg.), *Zwischen Betrachtungen*, Suhrkamp, 1989, S.28.
- (15) 中野氏もまた、別の側面からハーバーマスの生活世界論を批判している。中野敏男「対話の理論と合理性の基礎」、『岩波

講座 現代思想 8 批判理論、岩波書店、一九九四年。

- (16) Apel, *a. a. O.*, S.22.
- (17) 河上倫逸、M・フーブリト編『法制化とコミュニケーション的行為』、未来社、一九八七年、一九八頁参照。
- (18) Vgl. Albert, H., *Traktat über kritische Vernunft*, J. C. B. Mohr, 1968, § 1.
- (19) 「ミュンヒハウゼンのトリレンマ論」に関して、『批判的理性論考』（H・アルバート著、萩原能久訳、御茶の水書房、一九八五年）の訳者自身、「アルバートは基礎づけの不可能なことを論理学をもって基礎づけた」とするV・クラフトの言を引きつつ、「正直に告白すれば、この『ミュンヒハウゼンのトリレンマ論』は……そのままの形では無制限に妥当すると考えていない」（三二―三三頁）と述べている。
- (20) このように、文字にするときに「……」を用いざるをえないのは、「非主張 (Nichtbehaupten) の言語行為は存在しない」(RLB, 70Amm.) からである。F「すべての命題は、可謬的である」と発話したときには、F自身は確実であることが主張されてしまっている。それゆえ当然、徹底した可謬主義者はF①「Fは可謬的である」、F②「F①は可謬的である」、F③「F②は可謬的である」を言い続けなければならぬ。しかしそれはもちろん不可能である。つまり「非主張の言語行為は存在しない」。
- (21) つまり、この件に関して、徹底した可謬主義か基礎づけ主義かのどちらかを選択するしかなく、しかし前者は言語化もできなければ主張にもなりえないと、論者は考えているのである。それとも、どちらでもない第三の選択肢なるものが、論理的に可能であろうか。
- (22) 「導出による基礎づけの本質的な点は、基礎づける者が反対者に対し、xは事実反対者のすでに承認している事柄の帰結であることを証示すること」にあり、こうした導出による基礎づけと競合する「露呈 (Aufdeckung)」としての基礎づけ

概念の要点は、基礎づける者が反対者に対し、 x そのものが反対者によって（いつでも）すでに承認されていることを示す」とにある（RLB, 93）。

ところで、アーペルは同じことを「発見する（entdecken）」という語を用いて表現している。少なくとも日本語に訳したときには、アーペルの方が事態を理解しやすかと思われる。Vgl. Apel, „Fallibilismus, Konsens Theorie der Wahrheit und Letztbegründung“, in : Forum für Philosophie Bad Homburg, (Hg.), *Philosophie und Begründung*, Suhrkamp, 1987, S.189.

(23) 「論証する者」として、‘der Argumentierende’ という語が用いられていることについて、いずれ問題にしなければならぬだろう。

(24) 第二のテーゼの証明は、第一のテーゼのそれを少しばかり変形するだけで何の困難もなしに行われると論じられ、第三のテーゼに関しては、若干注意が与えられるだけである。Vgl. RLB, 90f.

(25) 次の箇所も同じことを言い表している。「懐疑的診断の裏面は、懐疑的診断そのものとその理由との承認であり、懐疑的反応や不信の裏面は、不信の正しさをいし不信を支える理由の説得性への信頼である」（RLB, 41f.）。もちろんアルバートも、ミュンヒハウゼントリレンマを理由として、自己の主張を基礎づけている。

(26) もちろんこれまで述べられたことだけでは、クールマン自身が認めるように、「実質的な内容は、まだきわめて大雑把かつあいまい」（RLB, 105）であり、「論証の、一般的にして十分内容豊富、体系的に秩序づけられ……普遍的に使用可能な、究極的に基礎づけられた哲学的理論」（RLB, 106）が必要とされる。しかし厳密にして体系的な分析は、「練り上げられた超越論的遂行論そのものの主たる課題」（RLB, 24）であって、「冒頭で言われるように」（RLB, 11）、『反省的な究極的基礎づけ』がそもそも、「超越論的遂行論の基礎の研究」であって「超越論的遂行論の閉じられた体系」を期待できない

以上、必要を満たすことは当初より困難である。にもかかわらず、第三章において、「論証の哲学的理論」が幾分展開されており、また第五章において、論証する者の状況が背後遡行不可能であることから展開される「コミュニケーションの倫理」について論じられている。

(27) アルバートが、基礎づけの理念の代替案として提出する「批判的吟味の理念」とは、「合理的な論証を用いて、問題となっているすべての命題を批判的に議論しようとする理念」のことであるが、「すべての命題」というコトバが意味するように、「批判的吟味」は不可避なものと考えられているに違いない。こうした思考と、「有意義に論証する者の状況は、背後遡行不可能である」とする思考との距離は、ほとんどなごと言ってもいいだろう。Vgl. Albert, a. a. O., §2.

(28) 小河原誠『討論的理性批判の冒険』、未来社、一九九三年、一九八頁。

(29) Vgl. Apel, *Transformation der Philosophie*, Bd. 2, Suhrkamp, 1973, 412ff.

〔付記〕 本稿は、第二十四回大阪カントアーベント例会（一九九四年七月十六日、大阪大学）において、口頭発表した草稿に加筆したものである。

（関西学院大学非常勤講師）